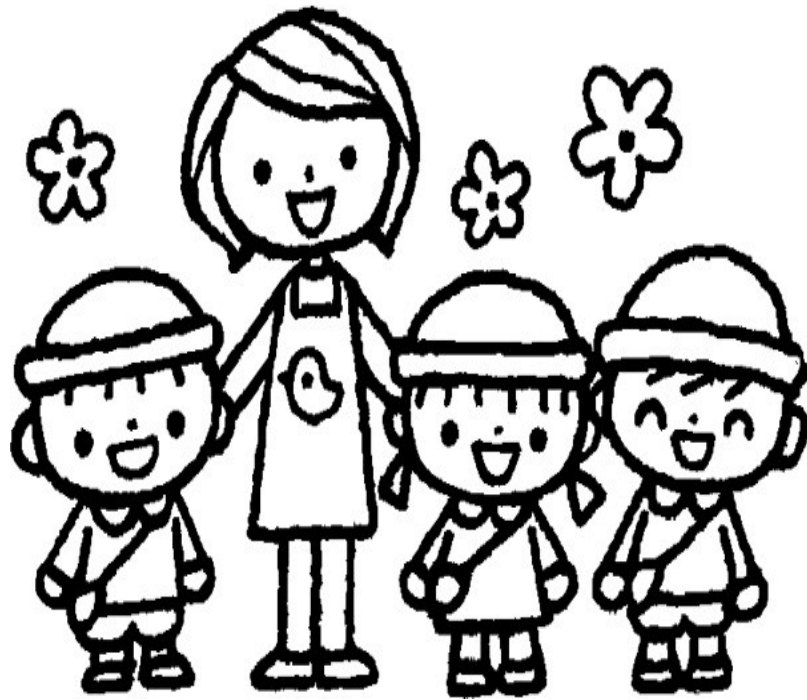


令和 8 年度

新堀保育園  
重要事項説明書



社会福祉法人石鳥谷町保育協会

新堀保育園

社会福祉法人石鳥谷町保育協会  
新堀保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

1. 運営主体（事業者の概要）

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 事業者の名称  | 社会福祉法人石鳥谷町保育協会                      |
| 事業者の所在地 | 花巻市石鳥谷町八幡5-13-5                     |
| 事業者の連絡先 | 事務局 石鳥谷保健センター内 TEL・FAX 0198-45-3907 |
| 代表者氏名   | 理事長 山本純雄                            |

2. 施設の概要

|       |                                      |     |     |     |     |     |     |     |
|-------|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 種 別   | 保育所                                  |     |     |     |     |     |     |     |
| 名 称   | 新堀保育園                                |     |     |     |     |     |     |     |
| 所 在 地 | 花巻市石鳥谷町新堀40-27-8                     |     |     |     |     |     |     |     |
| 連 絡 先 | TEL 0198-45-3403<br>FAX 0198-45-3403 |     |     |     |     |     |     |     |
| 開設年月日 | 平成8年4月1日                             |     |     |     |     |     |     |     |
| 利用定員  | 年齢区分                                 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|       | 2号・3号                                | 3人  | 6人  | 6人  | 10人 | 10人 | 10人 | 45人 |

**当園の基本理念**

基本的習慣や態度を養い、十分な養護のゆき届いた環境のもとで、心身共に健やかに育つことを目指す。

**基本方針**

養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成する。

**基本目標**

- (1) 丈夫で元気な子
- (2) 明るく友達と仲良く遊ぶ子
- (3) 自然に親しみと関心のある子
- (4) 進んで自分のできることに取り組む子

### 3. 施設の概要

|    |                         |               |
|----|-------------------------|---------------|
| 敷地 | 4.335.39 m <sup>2</sup> |               |
| 園舎 | 506.43 m <sup>2</sup>   | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |

### 4. 主な施設の概要

| 設備      | 部屋数 | 備考  |
|---------|-----|---|
| 乳児室     | 1   | 0歳児(ぼら組)  |
| ほふく室    | 1   | 0歳児(ぼら組)  |
| 保育室     | 4   | 1歳児(もも組)・2歳児(たんぽぽ組)<br>3歳児(うめ組)<br>4歳児(きく組)<br>5歳児(ゆり組) |
| 調理室     | 1   |   |
| 事務室兼医務室 | 1   |   |

### 5. 職員体制(令和8年4月1日)

| 職種     | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考             |
|--------|----|----|-----|----------------|
| 園長     | 1  | 常勤 |     |                |
| 主任保育士  | 1  | 常勤 |     |                |
| 保育士    | 9  | 常勤 |     |                |
| 栄養士    | 1  | 常勤 |     |                |
| 調理師    | 1  | 常勤 |     |                |
| 保育補助要員 | 1  |    | 非常勤 |                |
| 嘱託医師   | 2  |    | 非常勤 | 内科 1名<br>歯科 1名 |

### 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

#### 【2号・3号認定の子ども(保育認定)】

|              |            |                                    |
|--------------|------------|------------------------------------|
| 提供する曜日       | 月曜日から土曜日まで |                                    |
| 保育時間         | 保育標準時間     | 午前7時00分～午後6時00分(11時間)              |
|              | 保育短時間      | 午前8時30分～午後4時30分(8時間)               |
| 延長保育<br>(有料) | 保育標準時間     | 午後6時00分～午後7時00分                    |
|              | 保育短時間      | 午前7時00分～午前8時30分<br>午後4時30分～午後7時00分 |
| 開所時間         | 月～金曜日      | 午前7時00分～午後7時00分                    |
|              | 土曜日        | 午前7時00分～午後7時00分                    |
| 休業日          | 日曜日・祝日     |                                    |

|  |                   |
|--|-------------------|
|  | 年末年始（12月29日～1月3日） |
|--|-------------------|

## 7. 利用料等の表

別表1（実費に係る利用者負担）

（令和7年2月1日現在）

| 項 目             | 利用徴収に係る理由及び目的  | 金 額  |
|-----------------|--|--|
| 体操服             | 運動会行事、他保育活動中着用<br>着替え後始末を含め身の回りへの自立を促す目的（3歳児以降）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上 着 2,340円</li> <li>・半ズボン 1,970円</li> <li>※140サイズは上着 2,810円</li> <li style="padding-left: 20px;">半ズボン 2,360円</li> </ul>  |
| クラス帽子           | 戸外保育活動中着用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1個 1,080円</li> </ul>  |
| 名札              | 本人確認の目印  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名 札 170円</li> </ul>  |
| 通園帽子<br>(黄色の帽子) | 通園用（交通安全を目的とするもの）<br>（3歳児以降）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1個 1,700円</li> </ul>  |
| 園児服             | 通園に着用（3歳児以降）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1着 5,600円</li> </ul>  |
| 給食食材費           | 3歳児以上副食費徴収児のみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 5,300円</li> </ul>   |
| その他             | 徴収を必要とする項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会会費</li> <li>・絵本</li> <li>・教材費</li> <li>・親子遠足参加費</li> <li>・ニコニコ保育士体験参加費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会会費年間 5,000円</li> <li>・月額絵本（3歳児以上）410円～<br/>※その年度、年齢による。</li> <li>・クレヨン,自由画帳,粘土,ハサミ 等<br/>※その年の金額により集金する。</li> <li>・親子遠足参加費<br/>※その年度,その場所,距離による。</li> <li>・保護者給食費として 300円</li> </ul> |

別表2（時間外保育利用に係る料金）

| 標準時間利用者    | 金 額      |    |          |
|------------|----------|----|----------|
| 18時から19時まで | 300円／1時間 | 上限 | 3,000円／月 |
| 短時間利用者     | 金 額      |    |          |
| 1時間延長      | 300円     | 上限 | 3,000円／月 |
| 1時間30分延長   | 400円     | 上限 | 4,000円／月 |
| 1時間30分超    | 600円     | 上限 | 6,000円／月 |

別表3（一時預かり 在園児以外）

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 乳 児   | 日 額   | 2,300円 |
| 1・2歳児 | 日 額   | 2,200円 |
| 3歳以上児 | 日 額   | 2,000円 |
| 3歳未満児 | 半 日 額 | 1,300円 |
| 3歳以上児 | 半 日 額 | 1,200円 |
| 時間延長  | 1 時 間 | 300円   |

## 8. 保育園の1日の流れ

| 時 間   | 3歳未満児保育内容      | 時 間   | 3歳以上児保育内容      |
|-------|----------------|-------|----------------|
| 7:00  | 順次登園・視診・自由あそび  | 7:00  | 順次登園・視診・自由あそび  |
| 9:00  | おやつ・クラス別保育     | 8:30  | 片付け・クラス別保育     |
| 11:00 | 昼食準備・昼食        | 11:30 | 昼食準備・昼食        |
| 12:00 | 午睡準備・午睡        | 12:30 | 午睡準備・午睡        |
| 14:45 | 目覚め・午睡の片付け・おやつ | 14:45 | 目覚め・午睡の片付け・おやつ |
| 16:00 | 順次降園・視診        | 16:00 | 順次降園・視診        |
| )     | 異年齢あそび         | )     | 異年齢あそび         |
| 18:00 | 延長保育(延長保育料有)   | 18:00 | 延長保育(延長保育料有)   |
| )     |                | )     |                |
| 19:00 |                | 19:00 |                |

## 9. 支払方法

口座振替や、現金払い等の支払い方法による。

## 10. 提供する教育、保育の内容

本園は、保育所保育指針の保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を総合的に提供します。

## 11. 年間行事予定

| 月  | 行 事                                     |
|----|---|
| 4月 | 入園を祝う会 進級式 保育参観（保護者会総会）<br>園児健康診断 さんさの日 |
| 5月 | こどもの日集会 親子遠足 歯科健診                       |
| 6月 | 歯磨き集会 お楽しみ会 プール開き                       |
| 7月 | 七夕集会 夕涼み会                               |
| 8月 | プール納め                                   |

|     |   |
|-----|---|
| 9月  | 石鳥谷まつりパレード参加 運動会  |
| 10月 | 七五三参り 芋掘り 焼き芋会 園児健康診断<br>親子交通安全教室（年長児親子参加）  |
| 11月 | カレーパーティ 勤労感謝の日  |
| 12月 | はっぴょう会 さんさ引継ぎ会  |
| 1月  | みず木団子づくり  |
| 2月  | 豆まき 保育参観（継続児説明会）入園説明会（新入児）  |
| 3月  | ひな祭り会 お別れ会 修了式 卒園式  |
| 毎月  | 身体測定 避難訓練 安全の日（交通安全, 保健） 誕生会 食育指導<br>お弁当の日 なかよし広場（園開放） 英語で遊ぼう（4・5歳児）<br>おにぎりの日（ニコニコ保育士体験） |

◎地域行事の参加要請がある時（地区民運動会 敬老祭 文化祭）

## 1 2. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

### 利用者の内定、利用決定【2号・3号認定の子ども】

- ・花巻市が行う利用調整により決定する。

### 退園理由

- ・2号・3号認定子どもに該当しなくなった時（卒園を含む）
- ・保護者から退園の申出があった時
- ・利用継続が不可能であると市が認めた時
- ・その他、利用継続の重大な支障、または困難が生じた時

### 利用に当たっての留意事項

#### 入園について

#### ☆. 登園、降園について

- (1) 保護者が責任を持って送迎しましょう。手をしっかりつなぐ習慣をつけましょう。門からの飛び出しは危険ですので、十分に気を付けてください。朝は、子どもたちが一日の生活リズムづくりをする大切な時間です。早めに起こして朝食を摂って登園しましょう。（早寝・早起き・朝ごはん）  
8：45までに登園しましょう。  
病気や都合で欠席、又は登園が遅くなる時は9時までに連絡して下さい。

いつものお迎えの時間まで来られない場合、お迎えの方が変わる時も連絡して下さい。

- (2) 登降園確認システム(オガール)を利用しています。忘れずに行ってください。オガールシステムは、保護者のみの使用でお願いします。
- (3) 自家用車で送迎される方は、他の車の迷惑にならないようにご協力ください。又、園児が飛び出すことも考え、安全には十分ご配慮いただきますようお願いいたします。駐車中は鍵をかけてから、お迎えにいらして下さい。貴重品は車に置かないようにして下さい。
- (4) 保育園の開門は7時です。それ以前の登園につきましては責任を負いかねます。
- (5) **土曜保育希望の方**  
両親が仕事のため、保育が必要な方のみ利用できます。  
土曜保育を希望される方は、給食の食材注文の関係から、毎週火曜日朝までに『土曜保育申込書』を提出してください。申込期限が過ぎてからの受付はできないこともあります。**期限厳守**でお願いします。

#### ☆. 家庭連絡について

- (1) 毎月園だより・クラスだより・献立・給食だより・保健だよりを発行します。その他の連絡事項もその都度、印刷物でお知らせしますので、毎日カバンの中を確認してください。年間行事の予定変更もありますので、掲示板等もご確認ください。
- (2) すべてのお子様に連絡帳をお渡しします。園での様子をお知らせしますので毎日ご覧下さい。ご覧になりましたら必ずサインをお願いします。担任に知らせたい事や家庭の様子などをお書き下さい。
- (3) **住所変更、会社を辞めた際には、「花巻市役所健康こども部こども課」に届け出が必要**です。出産して、育児休暇を取る方もこども課へ連絡が必要です。速やかに連絡をお願いいたします。
- (4) 集金については、「集金袋」が届いてからおつりのないようお願いします。**朝、早番保育士に手渡し**でお願いします。
- (5) 持ち物について
  - ①必要以外のものは、絶対持たせないで下さい。(おもちゃ・お金等)  
また、帰宅後見慣れない物が入っていた時はご連絡下さい。
  - ②持ち物すべてに必ず名前を書いて下さい。  
衣類＝服・下着・靴下等、ハンカチ・ティッシュ

靴＝見えやすいように大きく書く

③カバン、おたより帳を毎日持たせる。

④お昼寝用タオルは毎週金曜日に持ち帰り洗濯し月曜日にお持ちください。

月末には布団一式を持たせますので、カバーの洗濯と可能であればお布団の日干し等をしてお持ちください。その際、**カバーは布団にセットした状態**でお願いいたします。

⑤歯ブラシコップは毎日持ち帰り、歯ブラシの毛先のチェックと、コップの洗浄をお願いいたします。

⑥用意する物

| 3歳未満児   | 3歳以上児   |
|---|---|
| ・おむつ・お尻拭き   | ・ハンカチ ・ティッシュ  |
| ・通園カバン・水筒・手さげ袋・着替え（袋に入れて）<br>・ビニール袋（汚れ物用）・歯ブラシ・コップ（袋に入れて）                                   |   |
| ・食事用エプロン、おしぼり<br>（ビニール袋に入れて）  | ・弁当箱（ハンカチに包む）<br>・箸、おしぼり（容器に入れて）  |
|   | ・室内履き… <u>白のバレエシューズ</u><br>（袋に入れて）<br>・黄色の帽子…通園用<br>（園で注文をとります）<br>・運動着…（園で注文をとります） |
| ・午睡用布団～毛布・敷き布団<br>（カバーを付けて下さい。名前は、カバーと中の布団にお書き下さい。）<br>・大判バスタオル（2枚）<br>・雑巾1枚<br>・BOXティッシュ1箱 |   |

#### ☆服装について

(1) 園児服、黄色い帽子は、毎日着用します。但し0, 1, 2歳児は自由です。

名札については、3歳児以上は毎日左胸につけて下さい。

夏（6月～9月）の園児服はありません。

冬（12月～2月）の期間は黄色い帽子は自由です。

(2) 衣服は、活動しやすく汚れてもいい服、着脱が簡単な服を着用させて下さい。

吊りズボン、紐結びの靴など子どもが戸惑うような物、フード付きの服は

やめましょう。(フードが引っ掛かったり、引っ張られたりと危険なため)

- (3) 着替えと汚れ物を入れる袋(ビニール等)を巾着袋に入れて、保育園に常備します。

汚れ物を持ち帰ったら、次の日補充をお願いします。

園から借りた場合は洗濯をしてお返しください。

#### ☆. 給食について

①\*0歳児は、ミルク・離乳食等を保育園で用意します。

\*3歳未満児は、完全給食です。おやつは午前と午後にあります。

\*3歳以上児は、弁当箱にご飯だけを入れて下さい。副食がでます。

おやつは、午後にあります。

\*土曜日は、3歳以上児はおかず入り弁当持参です。午後はおやつがでます。

②お弁当は、ハンカチに包んで下さい。

「箸」と「おしぼり」は毎日必ず持たせてください。

③箸は、子どもが使いやすい長さ、木材の物をご用意下さい。

④毎月一回の誕生会は、お弁当は要りません。

⑤「おかず入りお弁当の日」と「おにぎりの日」があります。

ご家庭の協力をお願いします。1歳以上(離乳食完了)が対象となります。

⑥飲料やうがい用として、家庭から水かお茶入りの水筒の持参をお願いします。

#### 誕生会の給食

全園児完全給食となります。(以上児は、おしぼり・箸を持たせてください)

#### 献立表の配布

毎月「献立表」を配付しますので、保育園と家庭の献立が重ならないよう参考にして下さい。

毎月19日頃に「食育の日」を設けます。「食」への関心を持たせる日とします。

「お弁当の日」には手作りお弁当のご協力をいただきます。「おにぎりの日」はお弁当箱におにぎりを入れてきてください。おかずは園から出ます。

手作りお弁当は、子どもたちが楽しみにしています。また、食育にも繋がりますのでご協力お願いいたします。

#### 偏食について

偏食のある子については、少しずつ食べられるようにしていきます。

また正しい姿勢での食事、箸や茶碗の持ち方などマナーにも気をつけていきますので、ご家庭の協力もお願いします。

#### 食物アレルギーについて

食物アレルギーがあり、除去食が必要なお子さんは、医師の生活管理指導票が必要です。保育園に用紙がありますので、かかり付けの医師に依頼して提出下さい。

その後、園内で面談を行います。(厚生労働省の指導による)

## ☆・保健について

(1) 保育園から帰ったら「手洗い」「うがい」の習慣を身につけてください。さらに換気や消毒をして感染症の予防に努めましょう。

(2) 具合が悪い時は、無理をさせず休ませて、早めに治しましょう。

保育中、お子さんの状態に異変が起きた場合の緊急連絡先を必ずお知らせ願います。児童調査票の緊急連絡先へ連絡しますが、確実につながる連絡先を記入してください。緊急災害時にも利用することもあります。

連絡先が変更になる際は、必ずお知らせ願います。

また、発熱の場合は、 $37.5^{\circ}\text{C}$ 以上になりましたら連絡します。また、発熱がなくても嘔吐、下痢、激しい咳等いつもと様子が違う時にもご連絡をさしあげます。

(3) 与薬については、本来、保護者が来園して与えていただく事になっています。しかし医師の指示などで、保育時間の与薬が必要となる場合で、やむを得ない理由で来園できない保護者からの依頼があった場合に限り保護者に代わって与薬することになります。

保育時間中の与薬が必要な場合は、①与薬依頼書に記入し（保護者の印鑑も忘れずについてください）、②薬の説明書のコピーを添付、③薬を1回分に分け、①～③を一緒に早番保育士に直接手渡しをしてください。

- ・薬を入れる容器にも必ず記名をお願いします。
- ・内服薬と外用薬（塗布薬、点眼薬等）とで記入する欄が分かれています。
- ・内服薬は1枚の依頼書で1日分の与薬です。外用薬は1枚の依頼書で6日分の与薬が可能ですが、週の最後（金曜日または土曜日）には依頼書をお返ししますので、次の週のはじめには新しい依頼書に記入し持参してください。
- ・お預かりできる薬は、医師の処方により調剤した薬に限ります。また、お預かりできない薬は、市販薬、自家製の薬、座薬、解熱剤、吸入薬、以前処方された薬です。
- ・お子さんが保育園に在園していることを医師にお伝えすると保育園に薬を持参しなくても良いように1日3回→2回というように薬を処方してくださる事があります。

(4) 感染症にかかった場合は、速やかに連絡を下さい。「学校保健法」に準じております。感染症にかかった際の登園のめやすは、別紙を参考にして下さい。ただ、個人によって症状は違いますので、登園許可を得てから登園するようお願いいたします。

- ・インフルエンザにお子さんがかかった場合は、発症後5日かつ解熱後3日が経過するまで登園停止となります。また、お子さんの同居家族がインフルエンザにかかった時は、お子さんは3日のお休みのご協力をいただきます。
- ・嘔吐・下痢症状の場合、基準として最後の下痢・嘔吐が治まってから24時間以内に2回以上の症状がなく、食事や水分が普段通りに摂れ、機嫌も良く

平熱であれば登園可能です。登園の際はご相談ください。

- (5) 喘息、熱性けいれん、ひきつけ、脱臼しやすい、アレルギー疾患、鼻血が出やすい等、日常保育する上で注意を要する場合、あらかじめお知らせください。
- (6) 予防接種や乳幼児健診の時期を見逃さないで受けてください。受けましたら担任にお知らせ下さい。  
予防接種後は、体調が急変することもあるため、ご家庭で様子を見ることをお勧めいたします。

☆ 新型コロナウイルス感染症について

いざという時に落ち着いて対応出来るように普段から心構えをお願いします。  
どうしていいか不明な時は、自己判断せず保育園へ必ずご相談ください。

(1) 園児が陽性になった場合

- ・登園停止期間

発症後5日かつ症状が軽快した後1日を経過するまで登園停止となります。

(学校保健安全法施行規則第19条第2号)

無症状の陽性者の場合は、検体採取日を0日として5日を経過するまでとなりますが、かかりつけ医等の指示を受けてください。

※発症した日や、症状が軽快した日は0日と数えます。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。

- ・感染が判明したら、速やかに保育園にご連絡ください。

(2) 家族が陽性になった場合

- ・速やかに保育園へ連絡し、お子さんは家庭で様子を見ていただき、症状により必要な場合は医療機関を受診するようお願いいたします。受診の結果、陰性で体調が良い場合は登園可能です。
- ・陰性ではあるが、体調が悪い（発熱、咳、鼻水、食欲不振等）場合は、医師の指示に従い、体調が良くなってから登園可能です。
- ・陰性でも発熱を伴った症状の場合は、解熱後24時間経過してから登園となります。

(3) 発熱・咳等、普段と異なる症状がある場合

- ・毎朝の検温は変わらず続けてください。
- ・37.5℃を超えた発熱、かつ、元気がなく、機嫌が悪い、食欲がないなど全身状態が不良な場合は、登園を控え、医療機関の受診をお願いいたします。また、登園後上記のような状態になった場合には保護者の方へご連絡いたします。

(4) 園やクラスに陽性者が多数発生した場合の対応について

原則、陽性者が発生しても、臨時休園の要請を行わず開所することとなりますが多くの職員に感染がひろがり、職員の体制が整わない場合については、クラス

もしくは全体での休園をすることがあります。

大切なことは、園内での集団感染を防ぐことになります。特に2歳未満の小さなお子さんのマスクの着用は推奨されておらず、一人に感染すればあっという間に広がることになります。普段と違う症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養することにご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願いいたします。園でも、手洗いがいの指導、園舎内や玩具の消毒、換気等の感染予防に努めてまいります。園での状況が変わりましたら、マチコミメール等でご連絡を差し上げますのでメール・文書等には必ず目を通していただくようお願いいたします。

＝メモ欄＝

### 1 3. 嘱託医

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 宝陽病院                    |
| 医院長名    | 荒木慶彦                    |
| 所在地     | 岩手県花巻市石鳥谷町新堀 1 5 - 2 3  |
| 電話番号    | 0 1 9 8 - 4 5 - 6 5 0 0 |

### 1 4. 嘱託歯科医

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 桜井歯科医院                  |
| 医院長名    | 櫻井 保典                   |
| 所在地     | 岩手県花巻市石鳥谷町好地 9 - 9 - 9  |
| 電話番号    | 0 1 9 8 - 4 5 - 5 2 0 0 |

### 1 5. 緊急時における対応方法

|   |
|---|
| 教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 |
|---|

#### 【管轄する消防署】

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 消防署名 | 花巻北消防署                           |
| 所在地  | 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第 4 地割<br>1 0 0 番地 1 |
| 電話番号 | 0 1 9 8 - 4 5 - 2 1 1 9          |

#### 【管轄する警察署】

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 警察署名 | 石鳥谷交番                            |
| 所在地  | 岩手県花巻市石鳥谷町好地第 7 地割<br>2 0 8 番地 4 |
| 電話番号 | 0 1 9 8 - 4 5 - 2 1 3 4          |

### 1 6. 非常災害対応

|           |  |
|-----------|--|
| 防火管理者     | 園長   |
| 消防計画届出年月日 | 令和 8 年 4 月 1 0 日   |
| 避難訓練      | 非常災害に際して採るべき措置について、あらかじめ計画を立てて毎月 1 回は避難訓練、救出その他必要な訓練等を実施します。 |
| 防災設備      | 消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。  |

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 避難場所     | 新堀振興センター、新堀小学校、諏訪神社（水害時のみ） |
| 緊急時の連絡手段 | 電話、ホームページ、メール、張り紙等による      |

### 17. 相談・要望・苦情窓口

|            |       |          |
|------------|-------|----------|
| 相談・苦情受付担当者 | 川村 昌子 | 主任保育士    |
| 相談・苦情受付責任者 | 高橋 佳子 | 園 長      |
| 第三者委員      | 出茂 寛  | 当法人第三者委員 |
|            | 堀合 範子 | 当法人第三者委員 |
|            | 大原 範子 | 当法人第三者委員 |

#### 【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には適切に対応し、改善を図るよう努めます。特に、苦情については、必要に応じて第三者委員の助言を求めながら、話し合いによる解決に努めます。

### 18. 保険の加入状況

- ①一般財団法人岩手県学校安全互助会（150円）  
園内等でケガ等の災害があったとき
- ②独立行政法人日本スポーツ振興センター（365円）  
園内等でケガ等の災害があったとき
- ③施設賠償責任保険  
園の管理下において発生した事故により、園が法律上賠償責任を負ったとき

### 19. 個人情報の取り扱い

園では個人の権利・利益・安全を保護するための個人情報の保護に努めております。園で開示する個人情報については保護者の一人ひとりに、その内容を提示し承諾をいただくこととしてしております。入園時に同意書を提出いただき、意思表示をお願いいたします。

### 20. その他

**副食費について**

- ・3歳以上の給食費について（副食費徴収児のみが対象となります）

令和元年10月からの幼児教育保育料無償化に伴い、保育園全体で年間に必要となる給食の食材料費の一部を保護者の皆様に均等にご負担していただいております。給食は月曜日から金曜日で、土曜日はお弁当（おかず入）持参で登園します。午後のおやつは提供いたします。保育園で給食を食べるために、「給食費徴収の同意書」「給食申込書」を提出していただきます。

月額給食費は5,300円、年額63,600円で、5月から2月までの10回払いとし、金融機関の口座振替を基本としますので、保育園の窓口で手続きをお願いいたします。（振替手数料は保育園が負担いたします。）

- ・ 25日引落（25日が休日の場合、翌平日以降に引落となります）
- ・ 副食費を3ヶ月滞納された場合、退園していただきます。

#### 一斉メール配信について

内容等をご理解の上、ご登録をしていただき、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

##### 1. 配信対象者

新堀保育園、園児の保護者または家族で、情報配信を希望する方

##### 2. 配信内容

- ・ 災害時の連絡
- ・ 園行事の中止や延期
- ・ 不審者情報 等

##### 3. 利用料

まち comi の無料メール配信システムを利用するので、利用料はかかりません。ただし、メール受信時に発生するパケット料は登録者負担となりますのでご了承ください。また、ドリームエリア株式会社よりアンケートメールが送られることがあります。回答は任意ですので必ず回答しなければならないものではありません。

※まち comi 運営会社 ドリームエリア株式会社 東京都渋谷区 2-12-9

##### 4. その他

- ・ この「メール配信」は保育園から登録された方への一斉配信やグループ配信を行うためのもので個々の保護者に個別に連絡をとるためのものではありません。
- ・ 従来の連絡手段（電話連絡・文書配布等）は引き続き行います。
- ・ 登録者の受信確認のためにテストメールを送信する場合があります。
- ・ 不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

#### 保護者購入写真について

- ・ 保育園で撮影したスナップ写真をインターネットにて販売いたします。パソコンやタブレット、スマートフォンで注文された写真を町内藤原写真館さんが業者より受け取り、保育園へお届けしていただける流れとなります。写真閲覧コードをお渡しいたしますので、インターネットにアクセスし、手順に従いお申込みください。
- ・ 1枚 108円（税込）

## 保育園での撮影について

- ・ 保育園行事等で撮影された写真や画像については、SNS・インターネットによる投稿、配信はしないようお願いいたします。

※ 以上、上記に記載いたしました「新堀保育園重要事項説明書」をご確認の上、「同意書」に記載していただくよう、お願いいたします。  
原本は保育園保管とし、写しを保護者様保管とさせていただきます。  
宜しくお願いいたします。

| 病名                  | 潜伏期間   | 主な症状                     | 登園のめやす                                    |
|---------------------|--------|--------------------------|---|
| 麻疹<br>(はしか)         | 8～12日  | 発熱、口内に白斑、全身に発疹           | 解熱後3日を経過してから                              |
| 風疹                  | 16～18日 | 熱とともに全身に発疹               | 発疹が消失してから                                 |
| 水痘<br>(水ぼうそう)       | 14～16日 | 発熱、赤い発疹と水ぶくれ<br>かゆみ激しい   | 発疹全てがかさぶたになるまで                            |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ) | 16～18日 | 発熱、耳の下の腫れ・痛み             | 耳下腺が腫れてから5日経過し、かつ全身状態が良いこと                |
| インフルエンザ             | 1～4日   | 高熱、咽頭痛、関節痛、咳、鼻水          | 発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで                       |
| ヘルパンギーナ             | 3～6日   | 高熱、咽頭痛、口腔内に水疱            | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること            |
| 百日咳                 | 7～10日  | 連続性発作性の咳が長期に続く<br>熱は伴わない | 特有な咳が消失していること、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること |
| 伝染性紅斑<br>(りんご病)     | 4～14日  | 軽い風邪症状の後、頬・手足に紅斑         | 全身状態が良いこと                                 |
| 手足口病                | 3～6日   | 口腔内・手足に水疱性の発疹、発熱         | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること            |
| 伝染性膿痂疹<br>(とびひ)     | 2～10日  | 水疱、ただれ、かさぶた              | 治療後、皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること         |
| 突発性発疹               | 約10日   | 3日程度の発熱の後発疹              | 解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと                        |
| 咽頭結膜熱<br>(プール熱)     | 2～14日  | 発熱、扁桃炎、結膜炎               | 主な症状が消え、2日経過してから                          |

|                         |        |                          |  |
|-------------------------|--------|--------------------------|--|
| 流行性角結膜炎                 | 2～14 日 | 目の充血、目やに                 | 結膜炎の症状が消失してから                          |
| 感染性胃腸炎<br>(ノロ・ロタウイルスなど) | 1～3 日  | 発熱、嘔吐、下痢 (黄色より白色調)、腹痛    | 嘔吐、下痢等の症状が治まってから 24 時間たち、普段の食事がとれること   |
| 溶連菌感染症                  | 2～5 日  | 発熱、咽頭痛、細かい発疹             | 抗菌薬内服を 24～48 時間経過していること<br>ただし治療の継続は必要 |
| RS ウイルス感染症              | 4～6 日  | 発熱、鼻水、咳、喘鳴、呼吸困難          | 咳、喘鳴が消失し、全身状態が良いこと                     |
| マイコプラズマ肺炎               | 2～3 週  | 発熱、咳、頭痛                  | 発熱や激しい咳が治まっていること                       |
| ヒトメタニューモウイルス感染症         | 4～6 日  | 発熱、咳、鼻水、喘鳴               | 発熱、咳が消失していること                          |
| 新型コロナウイルス感染症            | 約 3 日  | 発熱、咳、鼻水、頭痛、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常 | 発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過            |

